

タイトル	ドラッカーのシュタール論について：真の処女作をめぐって
著者	春日，賢；Kasuga, Satoshi
引用	北海学園大学経営論集，13(4)：69-81
発行日	2016-03-25

ドラッカーのシュタール論について

— 真の処女作をめぐって —

春 日 賢

はじめに

ドラッカー真の処女作『フリードリヒ・ユリウス・シュタール；保守主義的国家論と歴史の発展』(33)を整理・検討し、ドラッカー思想全体における意義を見定めることが本稿の課題である。

ドラッカーが「文筆家」として一躍世に出たのは、渡米後に上梓した『経済人の終わり』(39)によってである。ジャーナリストを出自に、以後は大学に籍を置きながら、彼は政治学者からやがて経営学者として認知されていくことになる。なかでも「マネジメントの父」として与えた影響は大きく、学界での功績もさることながら、実務界とりわけ日本では教祖のごとき存在であった。コンサルタントとして、またトレンドをいち早く読み解く「時代の診断者」として、多くの実務家に行動への指針と勇気を与えつづけたのである。新刊が出れば売れ、時が経てばさらなる新刊を望む読者の声が絶えることはなかった。40冊以上ともいわれる著書群は、現場でもとめられるものを書きつづけた「文筆家」ならではのものであったといえることができる。

かかるおびただしい著書群にあって、等閑に付されてきたものがひとつある。真の処女作『フリードリヒ・ユリウス・シュタール；保守主義的国家論と歴史の発展』(*Friedrich Julius Stahl; Konservative Staatslehre und Geschichtliche Entwicklung*) (33)である。小説の他にほとんど注目されてこなかった著書も確かに若干あるものの、本書ほどかえりみられなかったものはない¹。わずか32ページあまりの小冊子であるが、日本では長らく未訳であった。原書がドイツ語でしかも内容が政治学であるため、ドラッカー研究者のなかで、翻訳を手がけるだけの専門的力量を備えた者がいなかったことが大きいと思われる。ひるがえってみれば、専門的力量を備えた政治学者であっても、研究対象としてドラッカーに食指が動かなかったということでもある。また『経済人の終わり』(39)以降のドラッカーとは必ずしも直接的に結びついていないため、考察対象から外しても問題はないようにもみてとれる。「幻の処女作」として素通りしてもいい存在、なくても何とかなる存在だったのである。かくして『経済人の終わり』(39)こそが「事実上の処女作」「初の本格的な著書」²として、ドラッカーを論じる際の起点とされてきた。この状況は、長らく日本におけるドラッカー研究の常識であった³。

しかし2009年、DIMMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部によって、本書は初めて邦訳されるところとなった⁴。そこで本稿は同邦訳を手がかりに、真の処女作たる本書を整理・検討していく。まず本書をめぐる背景ならびにドラッカー自身によるその位置づけを概観する。ついで内容の整理を行い、ドラッカー全思想における意義を検討していくこととする⁵。

1

ドラッカーのシュタール論に入る前に、執筆された背景および彼自身による意図と経緯を、半自伝的な回想録『傍観者の時代』(79)によりながら概観しておこう⁶。

ドラッカーが本書『シュタール』を上梓したのは、1933年で24歳の時である。同年1月にナチスは政権を掌握しており⁷、本書刊行はその後の4月という。当時のドラッカー自身とはいえば、1929年からフランクフルトに移住し、フランクフルト大学法学部に編入学して籍を置きたわら、アメリカ系証券会社での証券アナリストを経て、ドイツ最大手夕刊紙『フランクフルター・ゲネラル・アンツァイガー』で新聞記者をしていた。後に大学では助手となり、1931年に国際法・国際関係論で法学博士の学位を取得している。博士論文は「『準政府』——反乱者、亡命政府、独立間近の植民地——の国際法上の地位について」で、事実上の政府の法的地位を論じたものだという⁸。その他、証券アナリスト時代に計量経済学の論文を執筆したり、新聞記者としては記事の執筆のみならず編集にもたずさわっていた。台頭しつつあったナチスに取材し、たびたびヒトラーやゲッペルスらに単独インタビューしたこともあったという。そして大学では教授の代講をするまでになり、講師への就任を打診されていた。新聞社では3人いる副編集長のひとりに昇進し、記者兼編集者権論説委員となっていた。20代前半にして、これほどの才気煥発ぶりである。前途洋洋たる様がみてとれる。

けれども彼はナチスが政権をとったら、ドイツを離れるだろうことを意識し、またその日が来ることを確信していた。このナチスへの想いと自身の行く末への予感を抱きながら、大学と新聞社を辞めることなく、仕事と執筆をつづけていた。二足のわらじを履く方向を担保する一方で、しかしついにドラッカーはナチス・ドイツと決別する手段を自ら講じることとなる。というのも、フランクフルト大学の講師に就任すれば、規定上自動的にドイツ市民権が与えられることになっており、つまるところヒトラーの臣民になることを意味するからであった。それを断固拒否する意思を、ドラッカーはあえて表わすことにしたのである。ナチスが自分にかかわることができないと同時に、自分もナチスにかかわることができない本を執筆しはじめたのである。それこそが、本書『シュタール』であった。

彼によれば、シュタールはドイツ唯一の保守主義的政治思想家である。ビスマルク以前のすぐれたプロシアの保守的政治家で、法の下での自由をとらえる思想家、またベルリン大学におけるヘーゲルの後任であるとともに、ヘーゲルの批判者でもあった。そして彼はユダヤ人だった。保護主義と愛国心の名のもとに、かかるシュタールを混迷する1930年代の手本とすることは、ナチズムへの正面攻撃にほかならなかった。ドラッカーは本書を数週間で書き上げ、政治学分野では著名な出版社モア社に送付する。同社は最短のスケジュールを組み、出版は1933年4月、しかも同社の有名な「法と政府」シリーズの記念すべき第100号としてくれた。そして本書『シュタール』の出版とともにドラッカーはドイツを脱出したが、まさに出版とともに本書は発禁・焚書となった。これは彼からすれば、もくろみ通りのことであった。世の中にさして大きな影響を与えた書ではなかったものの、彼にとっては自らの立場を明らかにする点で意義のあるものだったという⁹。

ドラッカーは、このように本書『シュタール』出版の意図と経緯を述べている。では、自らの全思想においてどのように位置づけているのだろうか。『ドラッカー全集』第1巻(72)所収「日本版への序文 文筆家兼学徒としての著書に対する回想」では、自己規定「社会生態学者」

とは別に、生涯を貫く問題意識として、人間およびその文化・制度の必然的な「連続性」と、現代人が経験している「断絶感」との間に感じる緊張をあげている。そして過去の価値観を維持して、新時代の課題に役立てられる方法を考えるようになったという。ドラッカー、63歳頃の弁である。かかる問題意識から、本書『シュタール』の執筆が語られるのである。フランス革命とナポレオン戦争のショックを受けた19世紀初頭に、新旧間のバランスをとって、新しいドイツの政治組織を樹立しようとした政治哲学者、それこそがシュタールである。フランス革命によってくつがえされた伝統と、新時代がもとめるものを合成しようとしたのは、保守的であるとともに革新的な課題である、と¹⁰。

また社会生態学のアンソロジー『すでに起こった未来』(原題『生態学的なビジョン — アメリカの状況に関する描写』)(93)で唯一の書下ろし「あとがき ある社会生態学者の回想」では、やはり自らの仕事のはじまりは「継続と変革の相克」(the tension between continuity and change)への関心にあったとする。ドラッカー、84歳頃の弁である。1930年代初頭、フランクフルトで新聞記者と大学生の二足のわらじを履いていた頃、ナチスはまだ権力を掌握していなかった。分別ある人であれば、ナチスが政権につくなどありえないことだったが、自分はその日の到来を予感していた。目の前にあったのは、社会・経済・政治・文明の崩壊、すなわち「継続」の消失である。そこから自分はドイツの偉大な3人の思想家、フンボルト、ラドヴィッツ、シュタールに目を向けることとなったという。彼ら3人は「進歩的保守主義者」(liberal conservatives)あるいは「保守的進歩主義者」(conservative liberals)であった。「継続」と「変革」をバランスさせる、つまり過去の伝統を守りつつ、とりわけ急速に変革できる社会と政治を打ち立てることによって、社会と政治の安定化を図ったのである。

彼らの構築した政治理論は、第一次世界大戦までの100年にわたってドイツの政治構造をつくりあげたものだった。彼ら3人とその「法治国家」(Rechtsstaat)こそ、自分が書くはずでありながら書けなかった本の1冊であり、あるいは少なくとも完成させられなかった本の1冊である。自分ができたことといえば、3人のうちのひとり、偉大な保守派シュタールに関する32ページの小論を出版するだけだった。シュタールはキリスト教徒になったユダヤ人であり、その小論を著わすということは反ナチスの立場を公にすることを意味する。1932年に執筆し、翌33年に大手出版社の有名な「法と政府」シリーズ第100号として刊行された。23歳の無名の若者としては破格の名誉だったが、ヒトラーが権力を握った2週間後に出版され¹¹、この小論は禁書となった。かくして法治国家の研究は断念せざるをえなくなったが、その後の研究も根本的な問題意識では常に同じであった。自分にとって初の本格的な著書『経済人の終わり』(39)は「継続」の失われた社会の記録であり、次著『産業人の未来』(42)は「継続」と「変革」を可能とする社会を明らかにしたものである。そして以後、陸續とする著書群も、ドラッカーにおいては「継続」と「変革」への関心から派生したものとして説明されるのである。そのなかで「政府に何ができるか」という問題が大きな関心だったが、それもフンボルト、ラドヴィッツ、シュタールの3人への関心が大きかったためであるとしている。

以上を整理しておくと、若き日のドラッカーにとって、真の処女作『シュタール』の誕生は必然だった感がある。「継続と変革の相克」という根本的な問題意識を述べているが、総じてそれは戦間期の、戦争の中心地にしてヨーロッパ文明の中枢たる中央ヨーロッパの、しかもユダヤ人ならではの視点と、みてとることができるからである。第一次世界大戦とその後の全体主義

なかでもナチスの台頭は、ドラッカーにとってヨーロッパ文明への根源的な脅威ととらえられている。ただしここでは、反ナチスの理由は詳述されていない。それぞれ63歳、84歳頃に書かれたもので、すでにナチスの歴史的評価が定まった後のことであるからであろうか。ともあれ、新しい時代に向けて、転換期にある社会・文明をいかに変革して適応させ、安定化させていくのかを問題とし、「国家」の構築をもって応えたドイツの思想家3人にドラッカーは注目したのである¹²。ひとりだけとりあげざるをえない状況で選んだのが唯一のユダヤ人シュタールというのも、ドラッカーならではの感がある。しかも「キリスト教徒になったユダヤ人」というのは、ドラッカー自身にも当てはまることである。かくみるかぎり本書『シュタール』は、未完の研究の一部にすぎず、また彼自身未熟と認めるものではあるものの、逆にそれゆえにこそ若き日のドラッカーを大きく象徴するものといつてよい。ボリュームと体系性、完成度という点で、以後の著書群との断絶は否めないからである。

2

本書は全32ページで、5つのパートから成っている。それぞれのパートに表記されているのはローマ数字のみでタイトルは付されておらず、脚注もわずかひとつのみである¹³。明らかに著書というよりも論文である。以下、内容をパートごとにまとめてみる。

I

ビスマルク以前のドイツ史において、もっとも重要な政治思想家であったシュタールを正當に評価できるのは現在においてほかにない。シュタールはヨーロッパ史における最後の偉大な保守主義者、あるいはプロテスタンティズムにおける唯一の保守主義者であった。昨今のドイツ国内の政治論争において、新しい「活力ある保守主義」(lebendigen Konservativismus)がもてめられているが、はたしてそれが何なのか、いかにあるべきか、明確ではない。ここに、シュタールをとりあげる意義がある。彼は当時の諸勢力のために、新たな秩序を見出すことを課題とし、立憲君主制を提示したのである。

シュタールの業績は、彼の時代の政治的課題に照らすことによってはじめて理解可能となる。具体的には以下の4つの知的活動のなかに方向性を模索し、最終的に政治の分野で「真の立憲君主制」(echten konstitutionellen Monarchie)を構築することにより、復興と革命の対立、平等な民主主義と封建的君主制あるいは絶対的君主制の対立を克服したのである。

- ①形而上学では、「神の創造的人格」(schöpferischen Persönlichkeit Gottes)という基本原理によって、一体性と多様性の対立を克服した。
- ②両極的な原理によって、ヘーゲルの弁証法に注目した。
- ③倫理学では、「道徳の国」(sittliche Reich)の概念によって、内向的意思と外向的意思の対立、権威と自由の対立を解消・克服した。
- ④歴史哲学では、「歴史的観点からみた法の精神」(Philosophie des Rechtes nach geschichtlicher Ansicht)すなわち神による世界計画という制約のなかに自由な人間の行為を基礎づけることによって、自然法と歴史学派の対立、人間の理性と天の意向の対立を解消した。

シュタールは課題解決のために、共通目的のもと、勢力すべてが破壊的・不毛な戦いをしな

いよう、それらをひとつにまとめる活力ある形式を見出さなければならなかった。そのため、すべてを高次元で不変な秩序すなわち最上位の原理にもとづくことで、効果が広がるシステムのなかに組み込み、基礎づける必要があった。シュタールにとって、この最上位の原理は宗教的なものでなければならなかった。かくしてユダヤ人たるシュタールはプロテスタントへ改宗し、ヘーゲルの影響を受けることとなった。ヘーゲルとの長い格闘の末、そこから脱皮することで導き出された課題は、宗教と哲学を一体化し、信仰のなかに哲学を基礎づけ、信仰によって意味を与えることであった。これを起点に、シュタールは政治に進んでいったのである。

II

本稿はシュタールの学説をテーマとするが、彼の政治活動にもふれないわけにはいかない。シュタールは「政治家シュタール」とみなされることで、これまで正当に評価されてこなかった。「活力ある保守主義」という言葉は、以下「哲学者シュタール」を明らかにするために用いることとする。

教条主義は、現実の政治と相容れない。本来シュタールは偉大な教条主義者であったが、神は彼に偉大な政治家の才能を与えた。しかしそれは見せかけだけのものにすぎず、彼を破滅させることとなった。演説家、リーダーとしての傑出ぶりは、逆に欠点も際立たせてしまう。1850～1860年は、19世紀ドイツ史でもっとも不毛かつ荒廃していた時期である。この10年間、シュタールはプロイセンの保守派リーダーと目され、政治的にもっとも影響力をもっていた。しかしすでに完成していた自らの学説に固執しつづけ、その実現のために彼は保守主義者から反動主義者に転じてしまった。1861年に彼が他界した時には、彼のアイディアだけが発展を遂げていた。これこそ、「政治家シュタール」と「哲学者シュタール」を区別し、われわれをして前者を批判し、後者を評価させるものである。次節からシュタール学説の検討を試みるが、「哲学者シュタール」だった1848年以前に限定し、当時の状況とのかかわりにおいて彼の著書の価値と重要性を評価する。

III

シュタールの出発点は、ヘーゲルとの格闘である。その際善と悪の二元論からはじめず、自らの体系の中心に、ヘーゲルの核心的な問題たる統一性と多様性の二元論をおいたのである。

ヘーゲルは弁証法的に理性によって解決することで二元論を克服したが、シュタールはいかなる合理的な解決をも否定した。これこそ、彼が最初の人とされる点であり、また彼のもっとも重要な哲学的功績である。彼は弁証法を、機械論的で合理的な手順とみなした。現実の対立すなわち非合理的対立を否定することは可能だが、解決することは不可能だとしたのである。世界の第一原理は合理性以前のものであり、また合理性を超えたものでなければならない。理性によって対立を乗り越えることで、世界は説明できない。それは、より高次元な全体において共存させ、これを請け負うことによるのみ可能となる。

シュタールは、理性の全能性と創造的な人格の非合理性を対置させ、また対立と総合の二元論を弁証法的に解決することについて、「両極性」(Polarität)を対置させる。ここから彼は自らの体系を構築したのである。その基本原理とは、「何物も受け入れる」人間的で創造的な神であ

る。高次元に存在する無限の一体性のなかで、この神は一体性と多様性をひとつの絆によって結びつけるという基本原理を示す。したがって一体性と多様性はこの神の外で対立しているにすぎず、神のなかではこれらふたつは包含され、同一の性質を表出し、それぞれに中心をもちながらも結びついている。それゆえ「両極的」なのである。

一体性と多様性を結びつけることは、創造的行為である。これを通じて、人格の存在が明らかにされる。この創造的行為のおかげで、新たな統一体に多様性が生じ、個々の統一体はそれじたいひとつであり、また創造的人格である。神の創造物は神のなかで一体となるが、これら創造物そのものが、ひとつの個体すなわち創造的人格であるため、これら創造物はその人格のおかげで、創造的行為をなすことができる。

しかし人間の行為は、その有限性ゆえに、神の行為と区別される。それ以外の面では、創造そのものである。人間の行為は、神の創造物である人間の性質によって決まるが、同時に、その創造的人格また人間の一体性という理由から、絶対的に自由な (absolut frei) 存在である。したがって世界と人間は、「創造物」(kreatürlich) の側面と「独立存在」(selbständige) の側面を併せもつ。つまり人間は最上位の原理から生じ、これにしたがう運命にある。しかし、その行為は自由であり、自らの責任で、自らの道を進まなければならない。同時に、自己の意思と他者の意思の対立も、権威と自由の対立も、より高次元の個体、すなわち自発的に神に服従する個体のなかで解消される。

創造物の側面において、われわれ人間には神に服従する道徳的義務があるが、われわれ人間は自律しているために、愛する自由がある。道徳的義務すなわちわれわれ人間が自発的に受け入れる高次元の意思にしたがうことで、神と結びつくことも、他者と結びつくことも可能である。自由に服従する自覚的な存在、それゆえに精神的に統合されていない存在を意識的に支配すること、すなわち、より高次元に個人的であり、恣意的ではなく必然的な人格を統治することが、シュタール国家論の中心をなす「道徳の国」の考え方である。これは人間の目的たる最上位の倫理概念であって、完全に実現できるのは神の国しかなく、現世には存在しない。現世では、人間の自由な人格が一般的であり、人間は独立した存在として創造主と向き合う。

歴史の発展は、神の外でみられる。歴史とは人間の所業ではなく、神による救済の産物である。歴史は純粋に時間的な進行ではなく、そこには「道徳の国」に向けた進歩は存在しない。しかし神の前で進んでいくものであるがゆえに、「道徳の国」への準備でなければならない。歴史上の出来事は自ずと不十分で改善が必要であり、たえず変化している。ただしそれは神の目の前で育まれたものであり、尊重し、ありのままを受け入れるべきである。このように、人間の業と神の免罪符の等式として歴史をとらえることにより、「活力ある保守主義」がもたらされる。

人間の上には、常に「道徳の国」における崇高な道徳律が存在している。「道徳の国」が現世で不完全に実現されたものが、「国家」とよばれるものである。「道徳の国」への準備段階が「国家」なのである。したがって国家には、人間の上位に位置づけられる権威、国民とは異なる高次元の意思をもった権力者が必要となる。一方で服従する者もまた、自由意思と個々の人格をもった自由な人間である。彼らが法律にしたがうのは、自らの権利を表明し、自らの自由が保護される場合にきざられる。かくして国家指導者と国民いずれも規制すべく、「法治国家」が存在することになる。

権力とは、責任をもとめるものである。君主主権であれば、臣下は正当な最高権力者への服

従と愛、国家への献身と自己犠牲という義務を負う。臣下も自由な創造物であるため、服従するだけでなく、納得しなければならない。したがって権力者の意思は、臣下の自由な意思でなければならない。そこでシュタールは、法律や税に同意または反対することができ、国家の諸制度を監視して、人間の自由の番人かつ保証人になりえる「人民の代表団」(＝国会)(*Volksvertretung*)の必要性を訴える。この組織は議決権を有し、人民の声に耳を傾ける存在でなければならない。ただし権力のバランスから、シュタールは選挙権が平等であることには反対であった。しかし自らの学問体系に矛盾をきたしてしまうため、彼はこのアイディアをトーン・ダウンさせなければならなかった。宗教改革を正当化すべく、革命を原則として拒絶しながらも、例外を認めるのである。

彼の革命論は頑なな超保守理論とは、まったく異なる。政治力学の原理を認めることによって、また政治力学を高次元の秩序と関連づけようとしたことによって、シュタールは自らの立憲君主制において「第三の要素」に取り組みざるをえなくなった。「第三の要素」とは「国民感情」(*öffentliche Gesinnung*)である。これにより、君主と臣下は連携し、彼らは国家となる。神が個々人に掲示した戒律が有効となり、現世での罪の生活は「道徳の国」への準備となる。ここにおいて「政治家シュタール」は進歩主義的な要求に譲歩し、開かれた国家運営や言論の自由などをもれなく取り入れたのであった。

IV

かくして当時の諸勢力のために、新たな秩序を見出すというシュタールの課題は完了する。シュタールの国家論すなわち彼による立憲君主制のモデルは1848～1918年まで、ドイツの礎となった。絶対君主を頂点に据え、国益のために王と国民が協力する立憲君主制は、後にビスマルクの君主貴族政治へと受け継がれていくのである。発案者の存在が忘れ去られ、その学説のみが一般に普及したという事実こそ、シュタールの解決策がいかに優れていたかの証左である。

当時の諸勢力のために、新たな秩序を見出すという課題を、彼はどのように解決したのか。すべての対立を新たな高次元の統一において解消することで、より高いレベルでの貢献を引き出したのである。彼の国家論も他のものに比して高次元の統一を果たしており、みる者によって彼への評価も異なっている。そこには「両極性」の原理が適用され、啓蒙期における迷信的な「理性信仰」(*Vernunftaberglauben*)に反論するものであった。シュタールは「我思う、ゆえに我あり」というコギト命題は自己矛盾を起し、崩壊すると予見していた。ただし、一手段として、また人間固有の自由として、むしろ彼にとって理性は重要かつ必要であった。彼は「人間の自由」(*Freiheit des Menschen*)を心底から肯定しており、もし理性を放棄すれば、宗教改革の貴重な成果たる「人間の自由」が脅かされてしまうと感じていたからである。

シュタールが考えた近代的な「法治国家」という概念は、キリスト教ヨーロッパの精神史における二大原理のあいまいな統合であり、妥協の産物であった。諸々の欠点と矛盾があいまって、彼の学説はそれじたいに内在する批判に耐えられるものではない。その源流をたどれば、同じ論争にいきつく。総じてそれは、プロテスタンティズムにもとづくがゆえの矛盾といえる。

V

プロテスタントゆえの問題をシュタール自身も十分認識しており、若い頃にはプロテスタントをやめて、プロテスタンティズムとカトリシズムを統合するという夢を抱いたこともあった。ところが月日を経るにしたがって彼はプロテスタンティズムへの傾倒を強めていき、彼の学説は矛盾を解消できなくなってしまった。プロテスタントの保守主義者という彼の立場じたい、本来は矛盾している。もとより時代的な制約をふまえつつ、そこには時代を超越した妥当性も見出せる。これまでのところ彼の学説こそ、保守的理論が歴史の進行に直面し、それゆえに生じる問題の解決を試みた唯一の例である。自らの学説を構成する一要素として、シュタールは歴史の進行と変化、時代の制約を考慮しなけりばならなかった。「保守主義の父エドモンド・バーク」と同じく、歴史をしぶしぶ認めざるをえなかったばかりか、さらにすすんで受け入れなければならなかった。

ここから保守主義者としてのシュタールに、疑問が生じることになる。保守主義と歴史の相互排除的な対立である。保守主義の概念は不変不朽の秩序を前提とするが、逆に歴史の概念は変化発展の認識を前提とするからである。究極的には、両者に折り合いをつけることは無理ということになる。この解決しがたい問題の解決に取り組むのが、「保守的国家論」である。「保守的国家論」では、歴史の進行を認めることにより、発展は価値と意味を兼ね備えた「成果」として認識され、将来の変化すなわち未来に生まれるものも認識される。ただし、これが可能なのは、崇高な秩序すなわち人間には実現できない秩序のためである。この秩序にしたがっているかぎりにおいて、また未来に生じるものが受け入れられる可能性があるかぎりにおいて、既存のものは守り維持するに値する。

制約からの解放という点で歴史的に発展してきた自由や諸権利のすべてを、「保守的国家論」は肯定し守るものでなければならない。発展の正当性は、「人間は不完全である」という自覚にある。人間はその罪深さゆえに確固たる権力者をもとめ、自らの要求と弱さを自覚しているがゆえに共同体に属することを必要とする。したがって「保守的国家論」での政治的自由は、共同体よりも高次元の義務にもとづいている場合にのみ、その価値が認められる。国家は義務を代弁するがゆえに、「保守的国家論」は国家を肯定しなければならない。しかし国家は「道徳の国」への準備であるため、「保守的国家論」は国家が唯一の義務とならないよう、「全体主義的国家」(totalen Staat)とならないようにしなければならない。神聖で不変の秩序すなわち神の世界計画にしたがうものでなければ、権力は邪悪で墮落的、破壊的なものとなる。

とりわけ現在のドイツにおいて、「保守的国家論」が果たす役割は大きい。いかなる激変の時代においても重要な意義をもつシュタールの功績は、まさにこの課題の解決を試みたことにある。それは頓挫したが、ドイツは長らくシュタールの保守的国家論を基本とするヨーロッパ唯一の国であった。

以上がパートごとの概略であるが、改めて本書の基本的な展開を整理すると次のようになる。まずⅠで1933年現在のドイツにおいて、シュタールを論じることの意義が述べられる。シュタールは対立する諸勢力のために新たな秩序を見出すことを課題とし、後のドイツのモデルとなる立憲君主制を構築した。今もとめられる新しい「活力ある保守主義」とは何かを明らかにするうえで、シュタールは格好の材料である、とするのである。

次いでⅡで彼の政治活動は実際どのようなものであったか、その概要が示される。そして評価されるべきなのは「政治家シュタール」ではなく、あくまでも「哲学者シュタール」であることが確認される。したがって以下の考察では、学説の完成した 1848 年以前の彼に限定するとされる。

Ⅲでシュタールの学説そのものについては、次のようにまとめられている。シュタールはヘーゲルとの格闘を出発点とし、統一性と多様性の二元論を体系の中心に据えた。その際「神の創造的人格」という基本原理によって両者の対立を克服し、人間の目的たる最上位の倫理概念「道德の国」によって権威と自由の対立を解消・克服した。ここにおいて権力と自由な人間行為が基礎づけられ、現世の「国家」は崇高な「道德の国」への準備段階として位置づけられる。また国家指導者と国民を律する存在として、「法治国家」が措定されるのである。

Ⅳで以上の学説が新たな秩序として、実際どのように機能したのかが述べられる。シュタールは諸勢力の対立を新たな高次元の統一で解消することで、より高いレベルでの貢献を引き出した。それこそ、その後のドイツの礎となった「立憲君主制」である。ただしそこには、プロテスタンティズムであるがゆえの自己矛盾がはらまれている。

最後のⅤで「保守的国家論」の意義が述べられて、むすびとなっている。保守主義と歴史は、本来相容れない。かかる難題に応じるのが、シュタールの「保守的国家論」であった。それは人間の不完全さから、発展すなわち歴史の進行を認めるものであり、したがってその成果たる自由や諸権利すべてを肯定し守るものである。かくして「国家」じたいが唯一の義務となる「全体主義」が否定される。本書の基本的な展開としては、このようなところである。

本書はサブ・タイトルを「保守主義的国家論と歴史の発展」としており、まさにこのドラッカーの国家観そして政治的方向性を表明すべく、著わされたものといってよい。その際「哲学者シュタール」に焦点を合わせて、その意義を大きく論じている。シュタールこそは現実の政治に「真の立憲君主制」を構築し、その後のドイツの基礎となる新たな秩序を生み出したのであると高く評価するのである。

ドラッカーによれば、シュタールの国家論は、最上位の倫理概念「道德の国」を中心に展開される。「道德の国」は人間の目的であり、現世の「国家」はそこへいたる準備段階でしかない。不完全な「国家」においては、個々の人間すなわち国民は自由である一方、「道德の国」の意味をもった権力者すなわち国家指導者を必要とする。ここに両者を規律づける存在として、「法治国家」が措定されるのである。そしてその具体的形態としてシュタールが提示した新秩序こそ、「立憲君主制」にほかならなかった。ただしシュタール学説そのものには、保守主義と歴史の対立という根本的な矛盾がはらまれていた。かくしてドラッカーによれば、シュタールはかかる矛盾を「保守的国家」という形で昇華させていく。「保守的国家」とは、人間の最上位にある秩序にもとづきながら、歴史における発展を認め、歴史的に守るに値する既存のものを維持し、次代へつなげていくものということになる。ここにドラッカーは自らの国家観そして政治的方向性を重ねてむすびとするのである。「国家」は、人間の不完全さから生み出された自由や諸権利すべてを肯定し守る存在である。決して「国家」が唯一の義務となてはいけぬ。「全体主義的国家」となてはいけぬ、と¹⁴。

本書は哲学とりわけ形而上学を内容とし、歯切れよく論じられてはいるものの、読後に「結局、何がいったかったのか」よくわからない印象を与える。結論の「保守的国家」へいたる流れ

が持つて回ったような立論であり、必ずしも体系的に展開されているわけではないからである。つまり結論としての明快さに欠けるのである。もとよりナチスを意識してのことであろうが、散漫な感は否めない。確かに『経済人の終わり』(39)とそれ以降につづく著書のように、読者をして非凡の才を感じさせずにはおかない著述ではあるものの、この不明瞭さこそ、彼自身をして本書を未熟といわしめたものと推察される。

3

既述のように、本書『シュタール』(33)はドラッカーが自らの立場を明らかにするためにあえて刊行したものであった。当時の彼自身の意図と思惑すべてを結集した渾身の力作というよりも、未熟であっても公表することにこそ意義があった著書である。まさに若いからこそできたものであろう。刊行とともにドラッカーはドイツを離れ、イギリスを経てアメリカへ渡る。そして本書から6年後に、事実上の処女作といわれる『経済人の終わり』(39)を刊行することになる。同書の執筆は1933年にヒトラーが政権をとった数週間後にはじめられ、完成は渡米後の1937年だったという¹⁵。執筆時期がかなり近く前後しているからであろうが、両著は全体的なムードがきわめて近親的である。本書はかなり控え目で後書は過激ではあるものの、いずれも反全体主義とりわけ反ナチスを露わにする。すなわち本書はユダヤ人政治思想家の現代的な意義を明らかにすることで反全体主義の立場を表明するにすぎないが、後書は全体主義の本質を否定と破壊としてあからさまな排撃をうたうのである。

生涯を貫く問題意識「継続と変革の相克」からみれば、この「継続と変革の相克」をまづもって表明したのがまさに本書『シュタール』(33)にほかならなかった。転換期にある社会を新しい時代に向けて、いかに変革して適応させ、安定させていくのか、ドラッカーはそれを「国家」というシステムにもとめた。彼自身が述べるように、後にこのシステム観は、「企業」概念を経て、「マネジメント」概念に脈動していくものである。その他にも、とりわけ『経済人の終わり』(39)を通じて、本書から後の著書群へと受け継がれていったものが多く見受けられる。当時の彼をあえて学問的にとらえれば政治学者となるが、ほとんどがかかると政治学的な視点からのものである。「国家」をめぐる「秩序」や「権力」が主要論点とされ、自らの政治的方向性として「保守主義」、「一体性と多様性」および両者のバランスなどが説きおよばれている。また「歴史と進歩」すなわち「保守と変革」や、理性ならびに近代合理性への懐疑が言明されるとともに、「自由」「責任」への言及もみられる。これらのうち、「秩序」は転換期の社会を変革し安定させるという問題意識、まさに「継続と変革の相克」を表わしたものにほかならず、初期ドラッカーにおける最重要キー・ワードである。実際、『新しい社会』(=『新しい社会と新しい経営』)(50)まで、最頻出の用語は「秩序」であった。本書でも神を最上位におくシュタールを対象としながら、神との関係すなわち「秩序」を上位概念として「国家」が論じられており、「人と社会」を見据えるドラッカーの本質がモラリストであることが如実に示されている。

これらの視点・概念は、そのまま『経済人の終わり』(39)に色濃く反映されている。しかし明確に体系づけられたのは、つづく『産業人の未来』(42)である。同書はドラッカー理論の起点といえるものであるが、ここにかかると「秩序」と「権力」が「機能する社会」概念のもとにくられる。すなわち「社会の一般理論二要件」、①一人ひとりに社会的な地位と役割を与えること、②社会上の決定的な権力が正当であること、に定式化されたとみてとることができるので

ある。「自由」も、「責任ある選択」と明確に定義されることとなる。かくしてこれら諸概念にもとづきながら、ありうべき「国家」「政府」が具体的に論じられるのである。そして理性主義によるリベラリズムじたいが全体主義とまで断定され、理性主義的専制に対する保守反革命としてアメリカ革命の意義が強調される。こうしてドラッカーにおいて「望ましい社会」実現のために、「保守主義」によるアプローチが提唱される場所となるのである。いずれも後のドラッカー著書群の思想的基盤かつ基本的なアプローチとして通底するものにほかならない。

また本書『シュタール』(33)では「両極性」なる独自のとらえ方によって、シュタールの二元論「一体性と多様性」をとらえている。この考え方もまた、ドラッカー自身の「継続と変革の相克」や「一体性と多様性」および両者のバランスというアプローチに通底するものである。

おわりに

『シュタール』(33)を起点とする著作活動の展開は、既述のようにドラッカー自身によって「継続と変革の相克」から述べられている。この問題意識こそ、彼の全著作を貫く大きな視点のひとつであった。『経済人の終わり』(39)が「継続」の失われた社会の記録であり、つづく『産業人の未来』(42)は「継続」と「変革」を可能とする社会を明らかにしたものである、と。この点で、本書『シュタール』(33)はやはり「真の処女作」というにふさわしい存在である。

後著にすぎない『経済人の終わり』(39)が「事実上の処女作」「初の本格的な著書」などとドラッカー本人も述べ、実際そのように受け入れられてきたのは、何よりも「思想家ドラッカー」の問題意識や主要論点がきわめて明瞭に初めて大きく提示されたからにほかならない。体系的と完成度でみれば、次著『産業人の終わり』(42)とは比すべくもない出来ながら、この明瞭さこそ『経済人の終わり』(39)に「事実上の処女作」という栄誉を与えるのである。もとより前著『シュタール』(33)という下地があってはじめて、後著『経済人の終わり』(39)の展開は可能であった。「マネジメントの父ドラッカー」の原点は「政治学者ドラッカー」にあることを改めて知らしめるという点でも、本書『シュタール』(33)は今後のドラッカー研究に不可欠の著書である。

注

- ¹ ドラッカー自身も、本書をあまり評価していない。「日本語版への序文 文筆家兼学徒としての著作に対する回想」(『ドラッカー全集』第1巻、ダイヤモンド社、1972年、6頁)では、本書を「本『全集』に収めるには未熟である」と述べている。
- ² この表現はドラッカー自身もいたる所で使っている。
- ³ 上田惇生『P.F. ドラッカー完全ブックガイド』(ダイヤモンド社、2012年)は「ドラッカーのすべて著作を紹介します」とし、主な内容と目次、読みどころなども網羅されている。ドラッカー理解にきわめて便利で貴重なものがあるが、収録作品があくまでも邦訳書のあるものにかぎられている。また2009年に雑誌掲載の形で邦訳された『シュタール』(後述の注3)も、ふくまれていない。
- ⁴ Friedrich Julius Stahl; *Konservative Staatslehre und Geschichtliche Entwicklung*. Tuebingen: Mohr. (33) (原題『フリードリヒ・ユリウス・シュタール; 保守的国家論と歴史の発展』)(DIMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳『フリードリヒ・ユリウス・シュタール; 保守的国家論と歴史の発展』所収は『DIMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』第34巻第12号、ダイヤモンド社、2009年。)
- ⁵ 本書の考察は、法哲学者でハンス・ケルゼン研究者の長尾龍一氏によっても行われている。ケルゼンは著名

な国際法学者であるが、ドラッカーとは血の繋がりのない叔父（ドラッカーの母の妹マルガレーテの夫）であった。長尾氏は『傍観者の時代』(79)での記述がケルゼン研究にとって貴重な資料とことから、ドラッカーとケルゼンの関係もご自身の『ケルゼン研究Ⅱ』（信山社、2005年）で1章をあてて論じられている。「民主主義と保守主義の間？」と題する章であるが、ここで本書『シュタール』の内容も考察されている。同氏によれば、本書は「1930年、議会が機能麻痺に陥り、ヒンデンブルク大統領を擁する保守勢力の支配が行われ、32年の大統領選挙がヒンデンブルクとヒトラーの一騎打ちとなった事態を眼中におき、老大統領を」取り巻く旧勢力の刷新と「旧保守主義」に代わる「新保守主義」育成の必要性を訴え、その見地からシュタールを見直そう」とするものである（長尾龍一『ケルゼン研究Ⅱ』信山社、2005年、120-121頁）。そして、このようにシュタールをとりあげる若き保守主義者ドラッカーと、「後年の経営学者ピーター・ドラッカーとの思想的連続性の考察は、筆者の手に余る」と述べておられる。経営学の立場にある引用者・春日はかかる考察を企図しているものの、長尾氏とは逆の立場でいまだ「手に余る」作業であることはあらかじめお断りしておかねばならない。あくまでも本稿は、予備的な作業である。

6 補足的に『ドラッカー 二十世紀を生きて』（2005）（『知の巨人ドラッカー自伝』（2009））にもよっている。

7 1月30日のヒトラー内閣誕生を指している。後述の注10を参照のこと。

8 この博士論文は冊子として出版したというから、実はこれこそが真の「真の処女作」となるうか。

9 『ドラッカー 二十世紀を生きて』（2005）（『知の巨人ドラッカー自伝』（2009））では、次のようにいっている。「一九三三年一月にナチスが政権を握った後もフランクフルトにとどまっていた。フリードリヒ・シュタールについて書いた本がこのようにまだ出ていなかったからだ。

シュタールは「ドイツ保守主義の父」と言われる十九世紀の哲学者だが、人種的にはユダヤ人だ。彼について書くということはナチスへの攻撃を意味した。どうせドイツを脱出するのなら、ジャーナリストでもあるし、自分の立場を明確にしてひとかどの人間になりたかった。

原稿は、ドイツでは有名な出版社へ送ってあった。三十二ページ建てのパンフレットのような代物だが、有名な「法と政府」シリーズの記念すべき第百号として、数ヵ月後の四月に出版される予定になっていた。それを待たずにドイツを離れれば、出版計画が白紙撤回される恐れもあり、ぐずぐずしていたのだ。」（『知の巨人ドラッカー自伝』（2009）、77頁。）

10 前掲「文筆家兼学徒としての著書に対する回想」、6頁。同稿は日本語版への序文ということもあって、日本へのリップ・サービスも利いている。つづけてドラッカーは次のようにいう。シュタールの「保守的であるとともに革新的な課題」は「明治の日本人がなしとげようとしたものに似ている。ただ一つ違うのは、シュタールは失敗したが、明治の人は成功した点である。」一方で『すでに起こった未来』（93）では、フンボルト、ラドヴィッツ、シュタールら3人の思想家が「継続と変革」をバランスさせ、安定した社会と政治をつくろうとし、「見事に成功した。」とも語っている。（*The Ecological Vision*, (92), p.443, 上田・佐々木・林・田代訳『すでに起こった未来』ダイヤモンド社、1994年、302頁。）

11 上田・佐々木・林・田代訳『すでに起こった未来』では、「出版の2週間後ヒトラーが政権を握り」（303頁）と訳されている。一般にナチスの権力掌握は、ヒトラー内閣が誕生した1月30日ととらえられている。しかしここでドラッカーがいう「ヒトラーが政権を握る」ということが3月24日の全権委任法の成立であるならば、その2週間後に出版されたとすればつじつまが合う。確かに原書 p.445 の当該箇所は読みとりづらいところであるが、「ヒトラーが権力を握った2週間後に出版された」が正しいと思われる。

12 ちなみにかかる3人は「継続と変革の相克」に取り組んだ思想家として重要視しながらも、ドラッカーは「社会生態学者」にふくめていない。なぜであろうか。この点は気になるところである。

13 DIMMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳では、原書にない脚注が加えられてふたつとなっている。同邦訳、103頁。

14 長尾氏は、次のようにまとめられている。革命論、死んだ保守主義、反動主義に反対して、「歴史や伝統と連続する形での漸進的改革を導入しようとする「活力ある保守主義」が、シュタールの立場であるとドラッカーは結論する。「一九三三年一月三十日直前の状況においては、超然内閣の主導下で微弱な議会制を承認する」というのが、ドラッカーの具体的戦術であろう。「後ろ向き」でなく、「中を貫く」ことこそが、シュタール主義のスローガンなのだ、と。「だが、ヒンデンブルク体制の内在的改革をとらえたこの主張は、時すでに遅く、ドラッカーも彼の父も、ケルゼンも、みな亡命することになる。」（長尾、前掲書、121-122頁。）

15 ドラッカーによれば、同書の刊行が1939年となったのは引き受けてくれる出版社がなかなか見つからなかったからだった。また1936年に同書の一部が、オーストリアのカトリック系出版社から『ドイツのユダヤ

人問題』(*Die Judenfrage in Deutschland*)として出版されている。

主 要 文 献

- ① *Friedrich Julius Stahl; Konservative Staatslehre und Geschichtliche Entwicklung. Tuebingen: Mohr.* (33) (原題『フリードリヒ・ユリウス・シュタール；保守的国家論と歴史の発展』)(DIMMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳『フリードリヒ・ユリウス・シュタール；保守的国家論と歴史の発展』所収は『DIMMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』第34巻第12号, ダイアモンド社, 2009年。)
- ② *The End Economic Man; The Origins of Totalitarianism.* (39) (原題『経済人の終わり；全体主義の起源』)(岩根忠訳『経済人の終わり』所収は『ドラッカー全集』第1巻, ダイアモンド社, 1972年。)
- ③ *The Future of Industrial Man; A Conservative Approach.* (42) (原題『産業人の未来；ある保守主義的アプローチ』)(岩根忠訳『産業にたずさわる人の未来』所収は『ドラッカー全集』第1巻, ダイアモンド社, 1972年。なお同書は, その後の邦訳タイトル『産業人の未来』として一般に受容されている。)
- ④ *Adventures of a Bystander.* (79) (原題『傍観者の冒険』)(風間禎三郎訳『傍観者の時代』ダイアモンド社, 1979年。)
- ⑤ *The Ecological Vision.* (92) (原題『生態学的なビジョン — アメリカの状況に関する描写』)(上田・佐々木・林・田代訳『すでに起こった未来』ダイアモンド社, 1994年。)
- ⑥ 『ドラッカー 二十世紀を生きて』(牧野洋訳, 日本経済新聞社, 2005年→『知の巨人ドラッカー自伝』日本経済新聞社, 2009年として文庫化)
- ⑦ 『ドラッカー全集 第1巻 産業社会編 — 経済人から産業人へ』「日本版への序文 文筆家兼学徒としての著書に対する回想」ダイアモンド社, 1972年。
- ⑧ 長尾龍一『ケルゼン研究Ⅱ』信山社, 2005年。